

長 介 第 5 8 3 号

平成 30 年 6 月 1 5 日

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 管理者 様
地域密着型特定施設入居者生活介護 管理者 様
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 管理者 様

長岡市福祉保健部介護保険課長

身体的拘束等の適正化について (通知)

日ごろから長岡市の介護保険行政の推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、介護保険法の改正により、「長岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(平成 24 年長岡市条例第 52 号)において、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置等を義務付ける改正を行いました(平成 30 年 4 月 1 日施行)。当該基準で規定された体制を平成 30 年 6 月末までに整えていない場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となります。

つきましては、以下の点について御確認いただきますようお願いいたします。

記

1 身体的拘束等の適正化に関する改正内容

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 身体拘束廃止未実施減算について

上記(1)～(3)の基準を満たしていない場合及び身体的拘束等を行う場合の記録を行っていない場合、身体拘束廃止未実施減算の適用となります。

改正条例が平成 30 年 4 月 1 日に施行されたため、これより 3 か月の間に身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置、開催する必要があります。

また、指針等の整備のための準備期間は、改正条例の施行以後、最初の身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を実施するまでの 3 か月の間とされおり、それ以降において未整備である場合は減算の対象となります。(平成 30 年 3 月 23 日厚生労働省通知「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1)」問 117 等)

現時点で体制が整っていない事業所においては、早急に委員会の設置、開催及び指針の整備を行ってください。

3 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催方法について

(1) 事業所内で身体的拘束を行った事例の有無に関わらず、委員会は定期的に開催する必要があります。その際に委員会で話し合う内容は任意ですが、例として、以下のようなテーマが想定されます。

ア 法人内の過去の身体的拘束等の事例検討

イ 日ごろのケアの振り返り

ウ 身体的拘束の研修の計画

エ 指針やマニュアルの見直し

(2) 身体的拘束について、実効性のある対策を話し合うことが重要ですので、話し合いが行われない書面会議は委員会の開催方法としてはなじみません。実際に委員を招集して委員会を開催してください。

(3) 個人情報に配慮したうえで、法人内の他の会議や委員会と一緒に開催することは可能です。

担 当：長岡市福祉保健部介護保険課
介護事業推進係

TEL：39-2245

FAX：39-2278

m a i l：kaigo@city.nagaoka.lg.jp